

キューデン・グッドライフグループ虐待防止指針

制 定：平成 28 年 11 月 9 日

改 正：平成 30 年 4 月 1 日

1 虐待防止の理念

キューデン・グッドライフグループは、各社従業員の倫理観とコンプライアンス意識を高めるとともに、虐待につながる可能性のある要因を解消し、会社全体で虐待防止対策に取り組むことを目的に虐待を未然に防止するための指針を定め、グループ全体でご入居者本位の良質なサービス提供に取り組みます。

なお、身体拘束に関しては、指定基準省令第 183 条の規定を踏まえ、別途、「身体拘束禁止のための指針」を定めます。

【参考】虐待に該当する行為（高齢者虐待防止法第 2 条第 5 項より）

| | |
|--------------------|--|
| 身体的虐待 | 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること（緊急やむを得ない場合を除く身体拘束を含む） |
| 介護・世話の放棄・放任（ネグレクト） | 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること |
| 心理的虐待 | 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと |
| 性的虐待 | 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること |
| 経済的虐待 | 高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること |

2 虐待防止の方針

- (1) キューデン・グッドライフグループ（以下、当グループ）は、虐待防止に関する法令、その他社会的規範及び当グループの規定類を遵守します。
- (2) 当グループは、各事業会社に虐待防止検討委員会、身体拘束禁止委員会（「身体拘束禁止のための指針」にて規定）を設置し、虐待防止のための研修、情報共有及び諸対策の実施に取り組み、従業員のコンプライアンス意識を高めます。
- (3) 当グループは、緊急やむを得ない場合を除いて身体拘束その他の行動制限は禁止とするとともに、各種研修等によるケア技術の向上を図り、ご入居者本位のケアの質の向上に取り組めます。
- (4) 当グループは、各社に苦情相談窓口を設置し、ご入居者及びご家族からのご意見や苦情に誠実かつ迅速に対応するとともにお客さまサービス向上委員会を通じてグループ全体で課題解決を図ります。
- (5) 当グループは、ご入居者への虐待行為や不適切なケアの早期発見と早期対応に努めます。スタッフがご入居者への虐待行為を発見し、関係自治体へ通報を行った場合において、通報したことにより本人が不利益となるような取扱いは一切いたしません。
- (6) 万が一、当グループ内で虐待が発生した場合は、速やかに関係自治体に報告するとともに、コンプライアンス委員会等を開催して原因の究明と対策の検討を行い、再発防止に努めます。

3 虐待防止のための体制

- (1) 別途定める「キューデン・グッドライフグループ虐待防止検討委員会設置規程」に従って各社に虐待防止委員会を設置します。
- (2) 虐待防止委員会の結果は、全委員に議事録を回覧して周知します。
- (3) 従業員に対して虐待防止に関する教育・指導・ロールプレイングによる検討会等を定期的に行います。(年に2回以上実施)

以 上